

令和8年4月27日

学校法人古屋学園

理事長 古屋貞良 殿

監事 矢野 久 

監事 大竹幸二 

令和7年度 学校法人古屋学園 決算監査報告

私立学校法第37条第3項及び学校法人古屋学園寄附行為第14条の規定に基づき決算監査を行いましたので、次のとおりご報告いたします。

監 査 報 告

1. 監査の対象

令和7年度 学校法人古屋学園 山梨秀峰調理師専門学校の業務内容
報告及び収入・支出の決算並びに財産の状況

2. 監査の日時及び場所

令和8年4月17日（金）、午前9時～11時
山梨秀峰調理師専門学校 理事長室

3. 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 監査の方法

監査に付された決算資料（事業報告、財務報告）に関して、理事長及び事務長から説明を受け、関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等について監査を行いました。

5. 監査の結果

（1）総評

関係書類、出納諸帳簿、証憑書類等が適正であることが認められ、事業報告についても活動の内容が十分に把握できるものでした。

特に事業報告のなかで、父兄も参加するオープンキャンパスを計9回、様々な場所でのガイダンスを計30回行うなど、広報に対する積極的な姿勢を感じました。

（2）会計

計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示していました。業務及び財産に関する不正の行為、並びに法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

各種帳簿、請求書、領収証等は、十分に整備されていました。特に支払関係は、精査・承認が厳格にされており、内部管理が徹底されていることが窺われました。

以 上